

柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第1号

柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（平成19年柴田町規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 (1)～(2) (略) (3) 柴田町立幼稚園授業料徴収条例（昭和50年柴田町条例第18号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する次の事務 ア 条例第5条第2項の規定による授業料の延滞金の免除 イ (略) (4)～(9) (略) 2 (略)</p>	<p>(委任) 第2条 教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 (1)～(2) (略) (3) 柴田町立幼稚園授業料徴収条例（昭和50年柴田町条例第18号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する次の事務 ア 条例第5条第2項の規定による授業料の<u>督促手数料及び</u>延滞金の免除 イ (略) (4)～(9) (略) 2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に納期限の到来した授業料に関し発した督促状に係る督促手数料の免除については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。